

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める要望意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていました。同法は平成8年に障害者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正されました。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らは約2万5,000人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6,475人と報告されています。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題があります。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられています。旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきであります。

よって、国及び関係機関におかれましては、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。
- 2 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行い、都道府県の所有する優生保護審査会の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。あわせて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で資料などの保存を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長